

2019年12月20日

東武カード会員の皆さまへ

本人認証サービスに関する特約改定のお知らせ

日頃より東武カードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2019年12月23日より、本人認証サービスに関する特約を改定いたしますのでお知らせします。

今後とも東武カードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

本人認証サービスに関する特約新旧対照表

2019年12月23日改定

現行	改定後
<p>第1条（利用規定および定義）</p> <p>1. 本特約は、<u>当社が発行する東武カードの正会員のうち、株式会社東武カードビジネス（以下、「当社」という。）が運営する「東武カードWebサービス」</u>の利用登録を行った会員</p> <p>2～6（省略）</p>	<p>第1条（利用規定および定義）</p> <p>1. 本特約は、<u>株式会社東武カードビジネス（以下、「当社」という。）が当社が発行する東武カードの正会員のうち、当社株式会社東武カードビジネス（以下、「当社」という。）が運営する「東武カードWebサービス」</u>の利用登録を行った会員</p> <p>2～6（変更なし）</p>

第4条（本人認証サービスの利用方法等）

1. 本人認証サービス利用者は、加盟店サイト誘導サイトにおいて、カードを利用した商品購入およびサービス提供の申込みをオンラインで行うに際し、加盟店サイトまたは 誘導サイトの指示に基づき、認証パスワードを入力し、認証手続きを行わなければならないものとします。

2～3（省略）

第4条（本人認証サービスの利用方法等）

1. 本人認証サービス利用者は、加盟店サイト~~誘導サイト~~において、カードを利用した商品購入およびサービス提供の申込みをオンラインで行うに際し、加盟店サイトまたは 誘導サイトの指示に基づき、認証パスワードを入力し、認証手続きを行わなければならないものとします。

2～3（変更なし）

以上